

奈良県更生支援の推進に関する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十二号

奈良県更生支援の推進に関する条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 基本的施策（第八条―第十二条）

第三章 具体的施策（第十三条）

附則

罪に問われた者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコールなどの依存のある者、高齢で身寄りがいない者など地域社会で生活する上での様々な課題を抱えている者が多く存在する。

しかしながら、国の刑事司法手続を離れた後、罪に問われた者等が地域において就労の場や住まいを確保し、更には社会的な教育を受けるなど円滑な社会復帰を進めることができる支援体制は未だ十分には整っていない。そのため、これらの者の中には、地域社会で孤立し、個々に抱えた様々な課題を解決できないまま、再び罪に問われる者も少なくない。

このような状況に鑑み、奈良県は、国の司法行政と地域の福祉を繋ぐ役割を自ら担い、就労の場づくりを行うこと等により罪に問われた者等の社会復帰を支援し、誰もが地域の一員として包摂される社会の実現を目指すものである。

ここに、更生支援の推進に関する基本理念を明らかにしてその方向性を示し、更生支援の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、罪に問われた者等が必要とする更生支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに関係団体等及び県民等の役割を明らかにするとともに、更生支援に関する基本的な事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、罪に問われた者等の円滑な社会復帰の促進及び共生のまちづくりの推進を図り、もって更

生を志す者を含む全ての県民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 罪に問われた者等 再犯の防止等の推進に関する法律（平成二十八年法律第四百四号）第二条第一項に規定する犯罪をした者等、被疑者、被告人等をいう。

二 更生支援 罪に問われた者等が円滑に社会復帰することができるようにするための措置又は活動をいう。

三 関係機関等 国、市町村その他の関係機関及び関係団体等（更生支援等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者をいう。以下同じ。）をいう。

四 県民等 県民及び県内において事業活動等を行う者又は団体をいう。

(基本理念)

第三条 更生支援の推進は、罪に問われた者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、罪に問われた者等が個々に抱える事情に応じ、必要な支援等を総合的に行うことにより、罪に問われた者等が地域社会において孤立することなく、県民等の理解及び協力を得て、地域社会とともに構成する一員となることができるよう行わなければならない。

2 更生支援の推進は、県、関係機関等及び県民等がこの条例の目的について十分な理解を深め、それぞれの適切な役割分担を踏まえた相互の緊密な連携の下、罪に問われた者等が地域で安定した生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を総合的に、かつ、途切れることなく受けることができるよう行わなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県民等の理解を得つつ、関係機関等と連携し、罪に問われた者等が個々に抱える事情に応じて必要な支援等に関する施策を総合的に実施するものとする。

(関係団体等の役割)

第五条 関係団体等は、基本理念にのっとり、罪に問われた者等の円滑な社会復帰を促進するため、それぞれの適切な役割分担を踏まえて行う活動により、更生支援に関す

る施策に協力するよう努めるものとする。

（県民等の役割）

第六条 県民等は、更生支援の重要性について理解を深めるとともに、更生支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の間の緊密な連携協力の確保等）

第七条 県は、更生支援に関する施策が円滑に実施されるよう、関係機関等の緊密な連携協力の確保、施策の効果の検証等を図るため、関係機関等が情報又は意見を交換する機会を設けるものとする。

2 県は、更生支援に関する施策の実施に当たっては、関係機関等に対して、必要な情報を適切に提供するものとする。

3 関係団体等は、前項の規定により提供を受けた罪に問われた者等の個人情報その他の罪に問われた者等の個人情報等を適切に取り扱わなければならない。

第二章 基本的施策

（特性に応じた支援等）

第八条 県は、罪に問われた者等に対する支援等を行うときは、罪に問われた者等の意思が尊重されるべきであることを認識し、支援等の内容に応じ、個々の特性を十分に踏まえて行うものとする。

（就労の支援）

第九条 県は、罪に問われた者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、罪に問われた者等の就労の場の確保その他の就労及びその継続等のために必要な施策を講ずるものとする。

（住居の確保の支援）

第十条 県は、罪に問われた者等のうち、健全な社会生活を営むために必要となる適切な住居を確保することができないことによりその更生が妨げられるおそれのあるものの自立を支援するため、罪に問われた者等が地域において生活を営むための住居の確保の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（福祉サービス等の提供による支援）

第十一条 県は、罪に問われた者等のうち、高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するものについて、関係機関等との適切な連携及び役割分担を踏まえ、その心身の状況に応じた適切な福祉サービスを提供するものとする。

2 県は、罪に問われた者等のうち、傷病等の事情があつて自立した生活を営む上での困難を有するものについて、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービスが提供されるよう、関係機関等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民等の理解の増進)

第十二条 県は、更生支援の重要性について、県民等の理解を深め、その施策について協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

第三章 具体的施策

第十三条 県は、前章に定める罪に問われた者等の更生支援に関する施策を一体的かつ効果的に実施するため、法人を設立し、次に掲げる事業を実施させるものとする。

一 罪に問われた者等を雇用し、並びに職場における就業体験の機会その他就労の場を確保し、及び提供すること。

二 前号の規定により雇用した者に対し、住居の貸与等を行うこと。

三 第一号の規定により雇用した者に対し、企業等への就職その他の社会復帰を支援するため、職業訓練及び社会的な教育を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、罪に問われた者等の相談に応じることその他罪に問われた者等の社会復帰に必要な支援を行うこと。

2 前項の法人は、同項第一号の規定により雇用した者が企業等に就職した後、当該企業等を離職した場合において、当該者が希望するときは、再び同項各号の事業による支援を行うものとする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。